主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人等の負担とする。

理 由

本件特別抗告状には、抗告理由として再抗告状の記載を引用する旨記載するが、かかる引用は許されないから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人等の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和二九年四月七日

最高裁判所第二小法廷

_		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重		勝	谷	\ J \	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官